

令和6年11月26日

報道関係者 各位

## 職員の軽装勤務の通年化について

市職員の服装については、これまで省エネルギー・環境保全等の対策として5月から10月にかけて「クールビズ」の取組を行ってきましたが、環境省ではクールビズやウォームビズ等の全国一律での実施期間は設定せず、各自が適切に判断して快適で働きやすい服装での勤務を呼びかけており、民間企業や多くの自治体においても、通年でノーネクタイ等を実施するなど通年輕装勤務が広がっています。

このたび、本市においても、職員の軽装勤務を通年で実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1、目的

環境に配慮した働き方を実施することで、脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、働きやすい職場環境や業務の効率化等を推進することで市民サービスの向上を図ります。

#### 2、取組内容

年間を通じて、職員が快適で働きやすい服装（ノーネクタイやポロシャツ着用等）で勤務します。

#### 3、実施期間

令和6年12月1日（日）以降、通年実施

#### 4、留意事項

公務員としての信用や品位を損なわない、節度ある服装を基本とします。

- ・社会通念上必要とされる場面（式典等）では、上着やネクタイを着用します。
- ・来庁者等に対し、不快感や違和感を与えることのないよう、適切に対応します。
- ・TPO（時・場所・場合）をわきまえた服装を心掛けます。

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

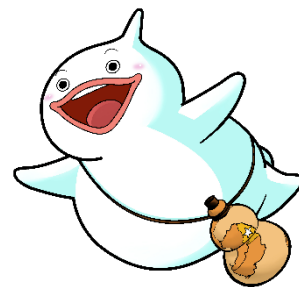


担当：島原市市長公室秘書人事課 人事管理班

担当 北島

電話：直通 0957-62-8010

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん